

一般社団法人大島観光協会 会員規約

(会員)

第1条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員は、本会の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者であって、理事会の承認を得た者とする。

(入会)

第3条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に所定の事項を記入して、本会に提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、別表に定める額を会費として支払う義務を負う。

- 2 前項の会費は、正会員については、法人法第27条に規定する経費とする。
- 3 この法人のイベント運営費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、別に定める額を分担金として前期・後期の2回、任意で支払う。
- 4 前項の分担金負担者において、大島観光協会ホームページへのリンクの掲載権を得る。
- 5 分担金非負担者においてはリンク掲載権を別途有料とし、月額1,000円・年間契約とする。
- 6 会費の金額及び納期等に関することは、理事会の決議により定める会費（別紙1）に関する規則によるものとする。

(任意退会)

第5条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 退会したものは、会員としての一切の権利を失い、既に納付した金銭その他本会の資産に対し、何等の請求をすることができない。
- 3 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(退会の届出)

第6条 会員は、退会しようとするときは、その義務を履行した後、退会届出書をもって会長に届け出なければならない。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、本会の趣旨に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第8条 前7条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく第4条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

附 則

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

○会費

1口を300円／一か月とし、3口以上を持って会費とする。
但し、下表を参考に事業規模に応じて正副会長会議を持って口数を決定する。

業 種	規 模	金 額
宿泊業者 (ホテル・旅館)	収容人数26名以下	¥4,500 (15口)
	収容人数41名以上	¥7,500 (25口)
	収容人数61名以上	¥10,500 (35口)
宿泊業者 (民宿他)	収容人数12名以下	¥900 (3口)
	収容人数13名以上	¥1,200 (4口)
	収容人数21名以上	¥1,500 (5口)
団体等、その他	事業規模に応じて正副会長会議を持って決定	

○分担金 (イベント運営事業費)

業 種	規 模	金 額
宿泊業者	収容人数20名以下	¥ 8,000 (前期 ¥3,000 後期 ¥5,000)
	収容人数21名以上	¥10,000 (前期 ¥4,000 後期 ¥6,000)
	収容人数41名以上	規模に応じて正副会長会議を持って定
団体等、その他	事業規模に応じて正副会長会議を持って決定	

※宿泊業者・分担金負担者においては、大島観光協会ホームページへの
リンクの掲載を得る。

※分担金非負担者においては、リンク掲載権を別途有料とし、月額1,000円・年
間契約とする。